

# 令和3年度新居浜市スポーツ合宿支援に係る

## 報償費の支出に関する基準

### 1 支出対象者

市外に所在するスポーツを行う団体が、技術等向上のために市内の体育施設において実施するスポーツ合宿（以下、「合宿」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （１）市内の宿泊施設を利用していること。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設であること。
- （２）1回の合宿における延べ宿泊数（合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が20泊以上であること。
- （３）新居浜市及び国、県、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

### 2 支出金額

報償費の額は、市内に宿泊した延べ宿泊数に1泊あたり1,000円（簡易宿泊施設利用の場合は、1泊あたり500円）を乗じて得た額とし、1回の合宿において10万円を限度として、予算の範囲内で支出する。

### 3 申請方法

別紙様式に必要事項を記入の上、必要資料を添付し、スポーツ振興課へ提出する。

### 4 添付書類

宿泊施設の領収書写し（利用人数、日数等明細が確認できるもの。）、写真等の実績が確認できる資料とする。

### 5 提出時期

合宿の終了後、1か月以内に提出しなければならない。

### 6 附 則

この基準は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。